

◇八代市における建築物の高さ制限等について

		法56条1項1号	法56条1項2号		法56条1項3号		法55条	法54条	法53条の2										
地域	容積率	道路斜線		隣地斜線		北側斜線		絶対高さ	外壁後退	敷地面積の 最低限度									
		適用距離 (m)	勾配	立上り (m)	勾配	立上り (m)	勾配												
第一種低層 住居専用地域	80%	2 0	1. 2 5			5	1. 2 5	1 0	1. 0 ※旧八代市 内のみ	1 6 5㎡ ※旧八代市内のみ									
第二種低層 住居専用地域 ※八代市内にはない	-																		
田園住居地域 ※八代市内にはない	-																		
第一種中高層 住居専用地域	150%			2 0	1. 2 5	日影制限指定有 のため除外													
	200%																		
第二種中高層 住居専用地域	200%																		
第一種住居地域	200%																		
第二種住居地域	200%																		
準住居地域	200%																		
近隣商業地域	200%	2 0	1. 5	3 1	2. 5														
	300%																		
商業地域	400%										2 0								
	500%	2 5																	
準工業地域	200%	2 0									1. 5	3 1	2. 5						
工業地域	200%																		
工場専用地域	200%																		
無指定地域	200%	2 0	1. 5	2 0	1. 2 5														

各詳細については、建築基準法をご確認ください